様式第三号の四（第五条の三関係）（平２建令４・全改、平６建令２・平７建令13・平９建令22・平12建令41・平13国交令41・平15国交令65・平18国交令60・平22国交令12・平26国交令79・平29国交令13・令元国交令１・令２国交令98・一部改正）

（Ａ４）
２３０

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

（第一面）

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
(1)商号又は名称　(2)代表者又は個人　(3)役員　(4)事務所　(5)政令第２条の２で定める使用人
(6)専任の宅地建物取引士　について変更がありましたので、宅地建物取引業法第９条の規定により届け出ます。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知事

届出者　商号又は名称
郵便番号（　　）
主たる事務所の所在地

氏名
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号（　　）　－
ファクシミリ番号（　　）　－

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
※	※	（　）

項番　②商号又は名称

11

変更年月日		年　月　日
変更後	フリガナ	
	商号又は名称	

変更前	フリガナ	
	商号又は名称	

確認欄 ※

②代表者又は個人に関する事項

変更区分
1.就退任
2.氏名

12

変更年月日		年　月　日
変更後	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　月　日

変更年月日		年　月　日
変更前	役名コード	
	登録番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　月　日

確認欄 ※

（第二面）

2 4 0

受付番号 ＊

届出時の免許証番号 （ ）

項番 ◎役員に関する事項（法人の場合）

21

変更後	変更年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	変更区分 □ 1.就退任 2.氏名
	役名コード	□□	
	登録番号	□□－□□□□□□－□	
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	
変更前	変更年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	
	役名コード	□□	
	登録番号	□□－□□□□□□－□	
	フリガナ		
	氏名		確認欄 ＊
	生年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	

21

変更後	変更年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	変更区分 □ 1.就退任 2.氏名
	役名コード	□□	
	登録番号	□□－□□□□□□－□	
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	
変更前	変更年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	
	役名コード	□□	
	登録番号	□□－□□□□□□－□	
	フリガナ		
	氏名		確認欄 ＊
	生年月日	□□－□□ 年 □□ 月 □□ 日	

（第二面）

2 5 0

受付番号 *

届出時の免許証番号 （ ）

項番

30 事務所の別 1.主たる事務所 2.従たる事務所 *事務所コード

事務所の名称

◎事務所に関する事項

変更区分
1.新設・廃止
2.名称・所在地

31 変更年月日 年 月 日

変更後
- 事務所の別 1.主たる事務所 2.従たる事務所 *事務所コード
- 事務所の名称
- 郵便番号
- 所在地市区町村コード ＿＿都道府県＿＿市郡区＿＿区町村
- 所在地
- 電話番号
- 従事する者の数

変更前
- 変更年月日 年 月 日
- 事務所の名称
- 所在地

*被災情

◎政令第２条の２で定める使用人に関する事項

変更区分
1.就退任
2.氏名

32 変更年月日 年 月 日

変更後
- 登録番号
- フリガナ
- 氏名
- 生年月日 年 月 日

変更前
- 変更年月日 年 月 日
- 登録番号
- フリガナ
- 氏名
- 生年月日 年 月 日

*被災情

（第四面）

2 6 0

受付番号 ＊

届出時の免許証番号 （ ）

項番 30

事務所の別	1.主たる事務所　2.従たる事務所	＊事務所コード
事務所の名称		

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41

変更区分 1.就退任 2.氏名

変更年月日	年 月 日
変更後 登録番号	
変更後 フリガナ	
変更後 氏名	
変更後 生年月日	年 月 日
変更前 変更年月日	年 月 日
変更前 登録番号	
変更前 フリガナ	
変更前 氏名	

確認欄 ＊

41

変更区分 1.就退任 2.氏名

変更年月日	年 月 日
変更後 登録番号	
変更後 フリガナ	
変更後 氏名	
変更後 生年月日	年 月 日
変更前 変更年月日	年 月 日
変更前 登録番号	
変更前 フリガナ	
変更前 氏名	

確認欄 ＊

備　考

1　各面共通関係

①　届出者は、＊印の欄には記入しないこと。

②　「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については（記入例）㋑に従うこと。

（記入例）㋐　[0][0] (5) [ ][ ][1][0][0]　[国土交通大臣(5)第100号の場合]

㋑　[9][9] ( ) [ ][ ][ ][5][0]　[国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③　「変更年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「０」を記入すること。

（記入例）　H―０１　年　０８　月　２３　日

［平成元年８月23日の場合］

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

④　「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

ア　個人の場合には記入しないこと。

イ　代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

ウ　農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役（株式会社）	04	代表社員（持分会社）	13	代表執行役（株式会社）
02	取締役（株式会社）	05	社員（持分会社）	14	執行役（株式会社）
03	監査役（株式会社）	07	理事	09	その他
15	会計参与（株式会社）	08	監事		

⑤　「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「１」を記入すること。

（記入例）　１３―０００１００―□　［東京都知事登録第000100号の場合］

⑥　氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に１文字分空けて左詰めで記入すること。

⑦　「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコード

ブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

⑧　「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ―（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）

霞	が	関	2	―	1	―	3		

2　第一面関係

①　⑴から⑹までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

②　商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

③　項番⑿の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　代表者に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

3　第二面関係

項番⑵の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　代表者以外の役員に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　代表者以外の役員の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

4　第三面関係

①　第三面は、項番㉚の事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③　項番㉚の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④　項番㉛の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ　事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ　事務所の名称又は所在地に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

⑤　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ―（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	―	5	2	5	3	―	8	1	1	1	

⑥　「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。

⑦　項番㉜の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番㉚の事務所ごとに作成すること。

ア　政令第２条の２で定める使用人に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　事務所の新設に伴い、政令第２条の２で定める使用人を就任させた場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄に

のみ記載すること。

ウ　事務所の廃止に伴い、政令第２条の２で定める使用人を退任させた場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　政令第２条の２で定める使用人の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5　第四面関係

①　第四面は、項番㉚の事務所ごとに作成すること。

②　「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

③　項番㉚の「事務所の別」及び「事務所の名称」の欄は、その変更の有無にかかわらず、変更前の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。ただし、事務所を新設した場合は、当該事務所の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入すること。

④　項番㊶の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより、項番㉚の事務所ごとに作成すること。

ア　専任の宅地建物取引士に交代があつた場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　専任の宅地建物取引士に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　専任の宅地建物取引士を削減した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　専任の宅地建物取引士の氏名に変更があつた場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。